

株式交換に関する事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項)

2026 年 6 月 12 日

a b c 株式会社

株式会社 bond

2026年6月12日

株式交換に係る事後開示事項

東京都港区赤坂四丁目9番17号
a b c 株式会社
代表取締役 松田 元

東京都港区新橋三丁目7番3号
新橋フォディアビルB1F
株式会社ボンド
代表取締役 平田 比呂

a b c 株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社ボンド（以下「ボンド」といいます。）は、2026年5月21日付で締結した株式交換契約に基づき、2026年6月12日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ボンドを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1項）

2026年6月12日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による株式交換の差止請求を行ったボンドの株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

会社法第785条の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、当社にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 5 月 22 日に本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社となるボンドの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、当社にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

本株式交換において、ボンドの株主に対して交付する金銭等は株式交換完全親会社の株式のみのため、第 799 条第 1 項各号に該当せず、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により当社に移転したボンドの株式の数は 20 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。
- (2) ボンドは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について、2026 年 5 月 21 日付の臨時株主総会の決議により承認を得ております。
- (3) 当社は、本株式交換に際して、株式交換が効力を生ずる時点の直前時におけるボンドの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するボンドの株式 1 株に対して、当社の株式 35,710 株の割合をもって、当社の普通株式を割当交付いたしました。当社が交付した株式の総数は 714,200 株です。
- (4) 本株式交換に伴い増加する当社の資本金及び準備金は、以下のとおりです。
- ① 資本金 : 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低限
 - ② 資本準備金 : 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低限
 - ③ 利益準備金 : 0 円

以上